

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件	五三	○道路の区域を変更する件	五四
○土地改良区の定款の変更を認可した件	五三	○道路の供用を開始する件	五四
○県営土地改良事業計画を定めた件	五三	○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件二件	五五
○県営土地改良事業計画を変更した件	五四	○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	五五
○福島県を発注者として、指名競争入札の方法により森林整備業務の委託契約を締結しようとする場合における当該指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査の時期並びに当該申請に必要な書類等を定める件の一部を改正する件		○平成十八年十一月十日付け号外第七十六号中	五三
		正 誤	

告 示

福島県告示第四百九十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年七月十七日から同年八月十七日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働グループ及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年七月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ニュー福ビル 福島市栄町十一番二十五号

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

- 1 当該地は中心市街地であり、歩行者も多いことから、自転車による来客者に対する指定の自転車駐車場への誘導を行う際は、自転車の整理等を行うことにより歩行者等の通行の妨げにならないよう配慮し安全確保に努めること。
- 2 廃棄物の運搬については、該当する廃棄物の収集運搬業の許可を受けた者に行わせること。
- 3 各種廃棄物関係法令を遵守し、廃棄物の発生抑制、再利用、適正な処理に努めるとともに極力再資源化を図ること。
- 4 廃棄物の保管及び運搬にあたっては、飛散防止などの周辺環境の保全に努め、苦情等の問題が発生した場合は、早急かつ誠意ある対応を行うこと。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第四百九十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年七月十七日から同年八月十七日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働グループ及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年七月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)いわき駅前再開発ビル いわき市平字田町百二十番地

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第四百九十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、白河市東土地改良区から平成十九年六月二十二日付けで申請のあった定款の変更について、平成十九年七月九日認可した。

平成十九年七月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第五百号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、駒形第一地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年七月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成十九年七月十八日から
同 年八月六日まで (二十日間)

- 三 縦覧の場所
喜多方市役所

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第五百一七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、高田中央地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年七月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成十九年七月十八日から
同 年八月六日まで (二十日間)

- 三 縦覧の場所
大沼郡会津美里町役場

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第五百二二号

1 福島県を発注者として、指名競争入札の方法により森林整備業務の委託契約を締結しようとする場合における当該指定競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査の時期並びに当該申請に必要な書類等を定める件(平成十八年福島県告示第五百五十一号)の一部を次のように改正する。

2 この告示の施行の際現に森林整備業務の委託契約に係る指名競争入札に参加する資格を有する者の当該資格については、なお従前の例による。

平成十九年七月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

第二中「西暦における偶数年(以下「偶数年」という。)にあつては七月一日、西暦における奇数年(以下「奇数年」という。)にあつては一月一日」を「十月一日」に改める。

第四 資格の審査の申請の時期

十一月一日から同月三十日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第三条に規定する休日(以下「土曜日等」という。)を除く。)とする。

第六中「偶数年の七月一日を審査基準日とするものにあつては七月一日から八月三十一日まで、奇数年の一月一日を審査基準日とするものにあつては一月四日から二月二十八日」を「十月一日から十一月三十日」に改める。

第八の第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 西暦における奇数年の十月一日を審査基準日とする申請書を提出した者 当該審査基準日の属する年の翌年の四月一日から当該年の翌々年の三月三十一日までの期間
- 二 西暦における偶数年の十月一日を審査基準日とする申請書を提出した者 当該審査基準日の属する年の翌年の四月一日から当該年の翌年の三月三十一日までの期間

(森林業領域森林計画グループ)

福島県告示第五百三三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県いわき建設事務所平成十九年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年七月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
県道江名常磐線	いわき市鹿島町米田字用定一三番三地先から同 市鹿島町米田字南内五番一五地先まで	変更前	A 一一・八 B 一一・〇 一三・八	一六三・〇 二〇〇・〇
		変更後	A 一一・五 二六・〇	一六三・〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第五百四四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県

いわき建設事務所で平成十九年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成十九年七月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道江名常磐線	いわき市鹿島町米田字用定一三番三地先から 同 市鹿島町米田字南内五番一五地先まで	平成一九年 七月一七日

(道路領域道路企画グループ)

公 告

公告第四百十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成十九年七月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成十九年七月二日
- 二 名称
特定非営利活動法人ウッドピアはなわ
- 三 代表者の氏名
鴨志田 一穂
- 四 主たる事務所の所在地
福島県東白川郡塙町大字塙字材木町十二番地
- 五 定款に記載された目的
法人は、障害者及び高齢者に対して地域生活を可能とする福祉サービス事業を行うとともに、他の非営利団体の支援と連携を通してより多くの住民の幸福に寄与することを目的とする。

(文化領域県民文化グループ)

公告第四百十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成十九年七月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成十九年七月九日
- 二 名称
特定非営利活動法人カオス
- 三 代表者の氏名
齋藤 記子
- 四 主たる事務所の所在地
福島県会津若松市神指町大字黒川字湯川東二百二十八番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、心身の障害者、特に高齢者に対して、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるための居宅サービスに関する事業を行い、地域住民の幸福に寄与することを目的とする。

(文化領域県民文化グループ)

公告第四百十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
平成十九年七月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称	須賀川市土地改良区
退任した役員	須賀川市松塚字坂井二二八番地
役員 氏名	岩井 良次
理事 小抜 勲	須賀川市松塚字坂井二二八番地
岩井 良次	市稲字徳玄五八番地
鈴木 小一	市仁井田字東町一八八番地
平塚 弘明	市大桑原字東の内四九番地
有我 幸一	市浜尾字漆房五〇番地
根本松太郎	市大桑原字五斗蒔三九番地
大槻 治雄	市仁井田字東町六六番地一
齋藤 庚辰	市稲字平一五番地
永山 甚吉	市稲字狐石六三番地の二
有馬 光男	市岩淵字小仲井四五番地
大波 功	市岩淵字池下九八番地の二
岡部 新次	市仁井田字館内八五番地
岡部 孝一	市仁井田字関下九九番地
佐藤 義春	市保土原字北屋敷四三番地
樽川 久志	市大桑原字中原六七番地
道下 春雄	市和田字後町七八番地

